

# 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律について

衆議院調査局調査員

鎌田 純也

藤本 晴信

(安全保障調査室)

## 《構成》

- I 制定の背景—防衛産業をめぐる課題等
- II 法律の概要
- III 今後の主な課題

2023（令和5）年6月7日、「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律」（令和5年法律第54号。以下「本法律」という。）が成立し、同年10月1日に施行された。

この法整備の背景には、厳しい安全保障環境下において多くの問題を抱え疲弊する防衛産業の存在があり、2022（令和4）年12月に決定された国家安全保障戦略等において、それを踏まえた以下の考え方が明記されたという事情がある。すなわち、我が国の防衛生産・技術基盤は、自国での防衛装備品の研究開発・生産・調達を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を防衛装備品に取り込むために不可欠な、いわば防衛力そのものであり、その強化が必要不可欠であること、また、防衛装備品の海外移転は、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出等のための重要な政策的手段であり、これを推進する必要があることなどである。本法律は、この考え方を具現化させるため、防衛産業の基盤強化に必要な措置について法制化するものである。

本稿では、本法律が作成されるに至った背景及び本法律の概要について解説した後、今

後の主な課題について触れることとする。

## I 制定の背景—防衛産業をめぐる課題等

国家安全保障戦略等でも言及されているように、今日、我が国を含む国際社会の安全保障環境は複雑化し、戦後最大の危機に直面している。ロシアによるウクライナ侵略、中国の力による一方的な現状変更の試みや軍事力の広範かつ急速な強化などはその最たる例である。また、科学技術の急速な進展が安全保障の在り方を根本的に変化させ、各国は将来の戦闘様相を一変させる、いわゆるゲーム・チェンジャーとなり得る先端技術の開発を推し進めている。さらに、サイバー領域等におけるリスクは深刻化し、偽情報の拡散を含む情報戦が平素から展開されている。

こうした安全保障環境の下、我が国の防衛力を抜本的に強化するため、防衛産業における防衛装備品の開発・生産の基盤の維持・強化が一層重要度を増し、その対策が急がれている。その一方で、2003（平成15）年以降、防衛産業から100社以上の企業が撤退<sup>1</sup>、防衛装備品の供給途絶が懸念されるなど、防衛装備品の開発・生産基盤が弱体化しつつある。これには、以下に示す我が国の防衛産業の特性が大きく影響しており、防衛産業をめぐる現状から浮かび上がった課題への対応が求められている。

<sup>1</sup> 『読売新聞』（2023.6.8）、『日本経済新聞』（2023.6.21）

## 1 防衛産業の特性

防衛省・自衛隊の防衛装備品は、生産、技術、維持、整備の基盤の多くの部分を民間企業である防衛産業に依存しており、同産業は、防衛省と直接契約を行う主契約企業の下に広がる下請企業を中心とした広範多重な関連企業で構成されている。

もともと、防衛装備品は、調達元が自衛隊に限定されており、市場規模が小さいこと、自衛隊の独自仕様の追求や少量多量の発注により企業の生産コストが高いこと、納入までに時間を要することで原材料価格の変動を受けやすく、利益が目減りする可能性があることなどから、同産業は収益性の高い業種とはなっていない。また、防衛装備品の調達においては、その高度化・複雑化に伴う調達単価等の上昇により調達に係る予算が圧迫され、調達数量が減少しているほか、輸入装備品の増加により国内防衛産業に裨益<sup>ひえき</sup>し得る予算も相対的に減少している。

防衛需要拡大の鍵を握ると見られる防衛装備品の海外移転については、1960年代から70年代にかけ政府が示した武器輸出三原則等により、慎重に対処し、輸出を促進することはしないとの立場から、個別の例外案件を除き輸出が実質的に禁止されていた。その後、特定の種類の案件については包括的に例外が認められることとなり、さらに、2014(平成26)年には、それまでの例外化の経緯を踏まえて同三原則等の整理が行われ、移転を認め得る場合などを明確化した防衛装備移転三原則等が決定された。ただ、この方針の下での完成装備品の移転実績は、フィリピンへ警戒管制レーダーを納入した1件のみである。

## 2 防衛産業をめぐる主な課題

近年、国家の関与が疑われるサイバー攻撃が頻発しており、防衛産業に対するものも例外ではない。例えば、2020(令和2)年1月には、三菱電機が未知の脆弱性を悪用したサイバー攻撃を受けていたことが明らかになり<sup>2</sup>、2021(令和3)年末、防衛省は、流出した可能性がある約2万件の防衛関連情報のうち、安全保障に影響するおそれがあるデータファイルが59件あったことを公表している。また、同年、外国軍が関与している可能性が高いとされるサイバー攻撃集団によって、防衛関連企業を含む国内の約200の企業や研究機関等に対して大規模サイバー攻撃が実行されたことが判明した。海外では、2017(平成29)年10月、F-35戦闘機に関する30GB分のデータなどが、セキュリティレベルの低いオーストラリアの下請企業から盗まれるという事案も発生している。そのため、各企業におけるサイバーセキュリティの強化が求められていた。

こうしたサイバー攻撃の脅威の増大をはじめ、諸外国による情報収集活動の強化、諸外国からの防衛装備品の導入や共同開発の進展に伴い、これまで以上に契約企業が取り扱う防衛装備品に関する情報管理の徹底が必要となっている。特に、防衛省から提供した秘密情報を含む防衛装備品の情報が、契約企業を通じて漏えいした場合、安全保障上の影響に加え、我が国及び防衛産業に対する諸外国からの信頼の喪失や、その後の防衛装備品の開発・調達の円滑な実施に多大な支障が生じることとなる。このため、防衛装備品の契約において秘密を確実に保全するための措置が必要とされていた。

さらに、防衛装備品のサプライチェーンの

<sup>2</sup> このほか、NECも、2016(平成28)年以降に受けたサイバー攻撃により、防衛事業部門のファイル2万7,455件の不正アクセスを受けたと発表した(『日経コンピュータ』(2020.2.17))。

維持・強化の問題がある。例えば、部品を製造する企業が撤退するなどした場合、その事業を承継する企業がいなければ、防衛装備品の生産は停止してしまい、供給網が維持できなくなるおそれがある。また、撤退等により専門技術が途絶えると、その復活が難しくなるといった懸念も抱えている。こうしたことから、企業の事業撤退・倒産による供給途絶という事態を避けることも今日その重要性が高まっている。

加えて、外国政府による輸出規制の動き等に伴い、防衛装備品の製造等に必要な原材料等が確保できず、結果として安定的な供給が確保できなくなるリスクも現実味を帯びている。例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるサプライチェーンの途絶に伴い、重要物資及びそのサプライチェーンのブロック化が進行するなど、諸外国において国内産業重視の動きが活発化した。このため、我が国の防衛に直結する防衛装備品の安定的な製造等を確保する観点からは、防衛装備品の完成からその部品・構成部品に至るまで幅広く国内で確保できるものとする必要性が一段と高くなっている。

このようなサプライチェーンをめぐる問題への対処として、まずは、サプライチェーンのリスクを早期に把握することが重要である。防衛装備庁は、本法律の制定前からサプライチェーンリスク調査を実施してきたが、当該調査は企業の自主的な協力を前提に行われていたことから、その実効性の確保が課題となっていた。そして、こうしたリスクの把握の在り方とともに、企業が製造事業の基盤を維持・強化し事業活動を継続できるようにするための国の支援の方策が模索された。

## II 法律の概要

本法律は、6章41条から構成されており、

防衛産業の基盤強化のための措置は第1章から第4章において規定されている。

このうち、第1章(第1条～第3条)では、本法律の目的、定義及び防衛大臣が策定する装備品等の開発・生産のための基盤の強化に関する基本方針について規定している。

第2章から第4章までは防衛生産基盤の強化に係る措置等について規定している。

第2章では、事業者への金銭的支援に係る措置等として、指定装備品等の安定的な製造等確保のための支援措置(第4条～第7条)、サプライチェーンリスク調査(第8条)、装備移転の円滑化に係る措置(第9条～第25条)及び日本政策金融公庫による資金の貸付け(第26条)について規定している。

また、第4章(第29条～第33条)では、製造施設等の国による取得、当該施設等の管理の委託などについて、第3章(第27条、第28条)では、装備品等契約における装備品等秘密の指定や契約事業者の従業者の守秘義務など、装備品等契約における秘密の保全措置について規定している(図表1参照)。

なお、本法律はその附則において、施行後5年を目途として、施行状況について検討し、必要な場合には、所要の措置を講ずるとの検討条項を設けている。

(図表 1) 本法律の主な内容

<p><b>1. 防衛産業の位置付けの明確化 (第1章)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 装備品等の適確な調達を行うためには、装備品等の開発及び生産のための基盤を強化することが一層重要</li> <li>○ 防衛大臣は、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針を策定</li> </ul>
<p><b>2. 防衛生産基盤の強化に係る措置等 (第2章～第4章)</b></p> <p>(1) 指定装備品等の安定的な製造等確保のための支援措置 (第4条～第7条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防衛大臣が指定する自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等 (指定装備品等) の製造等を行う事業者が提出した特定取組 (供給網の強靱化、製造工程の効率化、サイバーセキュリティの強化、事業の承継等) に係る装備品安定製造等確保計画の認定</li> <li>・当該認定を受けた事業者の特定取組が着実に行われるよう、政府が経費を直接的に支払い</li> </ul> <p>(2) サプライチェーンリスク調査 (第8条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対する装備品等の製造等のサプライチェーンに係る報告又は資料の提出の努力義務化</li> </ul> <p>(3) 装備移転の円滑化に係る措置 (第9条～第25条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外への装備移転に当たり事業者が提出した装備移転仕様等調整計画 (移転対象となる装備品等の仕様・性能の調整に係る計画) の認定</li> <li>・当該認定を受けた事業者に対し、防衛大臣が指定した装備移転支援法人から、移転対象となる装備品等の仕様等を調整するための助成金を交付</li> </ul> <p>(4) 日本政策金融公庫による資金の貸付け (第26条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫は、指定装備品等の製造等又は装備移転が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮</li> </ul> <p>(5) 指定装備品製造施設等の国による保有等 (第29条～第33条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)、(3)及び(4)による措置では指定装備品等の適確な調達を図ることができない場合における製造施設等の国による取得及び一定の装備品製造等事業者に対する当該製造施設等の管理の委託</li> </ul> <p>(6) 装備品等契約における秘密の保全措置 (第27条、第28条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・装備品等契約において、防衛省が提供する秘密を装備品等秘密に指定し、契約事業者がその保全措置を実施</li> <li>・契約事業者の従業者が装備品等秘密を漏えいした場合は、1年以下の懲役 (拘禁刑) 又は50万円以下の罰金</li> </ul>

※上記1及び2. (1)～(5)は令和5年10月1日から、2. (6)は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

(出所) 筆者作成

## 1 防衛産業の位置付けの明確化

本法律は、国際社会における安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、装備品等の適確な調達を行うためには、装備品等の製造等を行う事業者 (以下「装備品製造等事業者」という。) による装備品等の開発及び生産のための基盤を強化することが一層重要となっていることを明確にした上で、基盤強化に必要な措置を講ずることで、我が国の平和・独立を守り、国の安全を保つことをその目的としている (第1条)。

## 2 基本方針の策定

防衛大臣は、本法律に基づく施策が適切に実施され、有効に効果を発揮するために「装

備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。) を定めることになっている (第3条第1項)。この基本方針は、2023 (令和5) 年10月12日に公表されており<sup>3</sup>、2014 (平成26) 年に策定された「防衛生産・技術基盤戦略」に代わり、今後の装備品等の開発及び生産のための基盤の維持・強化の方向性を新たに示すものである。

なお、基本方針は、後述する第4条の装備品安定製造等確保計画及び第9条の装備移転仕様等調整計画の認定並びに第17条の指定装備移転支援法人の業務規程の認可に当たっての判断要素でもあり、両計画及び業務規程は、基本方針に照らし適切なものであること

<sup>3</sup> 防衛省「装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針」(令和5年10月12日) <[https://www.mod.go.jp/atla/soubiseisaku/basicpolicy/basicpolicy\\_r051012.pdf](https://www.mod.go.jp/atla/soubiseisaku/basicpolicy/basicpolicy_r051012.pdf)> (2023.10.19 閲覧)

が求められる。

### 3 指定装備品等の安定的な製造等の確保のための支援措置

#### (1) 特定取組に対する財政上の措置の概要

本措置は、防衛大臣が指定する自衛隊の任務遂行に不可欠な一定の装備品等（以下「指定装備品等」という。）を製造する事業者を対象に、当該事業者が指定装備品等の安定的な製造等の確保のため、①供給網の強<sup>じん</sup>靱化、②製造工程の効率化、③サイバーセキュリティの強化又は④事業の承継等（①から④までのそれぞれの取組を「特定取組」という。以下同じ。）のいずれかに関する計画を作成・提出し、防衛大臣の認定を受けた場合に、当該特定取組について必要な財政上の措置を講じるものである。

4つの特定取組について想定される課題や対応策等は図表2のとおりであり、2023（令

和5）年度予算には、それぞれの特定取組に係る経費の総額として363億円が計上されている。

なお、特定取組の一つであるサイバーセキュリティ対策の強化について計画を作成しようとする場合、事業者は、その前提として、サイバーセキュリティの体制強化のため、防衛装備庁が2022（令和4）年3月に整備した「防衛産業サイバーセキュリティ基準<sup>4</sup>」を満たす必要がある。しかし、事業者の中には、同基準を満たす情報システムを整備することが困難な者も少なからず存在している。そうした事情を解消するため、防衛省は、事業者自らが多額の設備投資を行わなくても同セキュリティ基準を確保できる官民共用クラウドを整備することとしており、特定取組用として計上している予算とは別建てで、2023（令和5）年度予算に441億円を計上している。

（図表2）特定取組の事例

項目	想定される課題等の一例	対応策の一例
①供給網の強靱化 (10億円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国規制（輸出規制、流通制限等）</li> <li>・ 供給途絶（部品等の製造中止等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供給源の多様化（国産化、代替部品の導入等）</li> <li>・ 備蓄（原材料等の備蓄等）</li> <li>・ 原材料等の使用量を減らすための生産技術の導入、開発、改良（代替部品、素材等の開発等）</li> </ul>
②製造工程の効率化 (101億円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多品種少量生産、投資回収期間の長期化等のため、</li> <li>・ 設備投資が進まず、既存設備の老朽化・陳腐化</li> <li>・ 既存設備を操作する社員の高齢化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最新工作機械の導入</li> <li>・ 人工知能（AI）による自動化</li> <li>・ 積層造形機（3Dプリンタ）等の先端製造技術の導入</li> </ul>
③サイバーセキュリティの強化 (43億円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防衛産業サイバーセキュリティ基準の要件を満たす必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報システムの脆弱性の評価</li> <li>・ 社内人材の育成</li> <li>・ 情報システム上の強化（ソフトウェア、設備等の導入等）</li> <li>・ 物理的対策の強化（隔離スペースの設置、監視カメラ導入等）</li> </ul>
④事業の承継等 (209億円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の指定装備品等の製造等を行う装備品製造等事業者が事業から撤退する場合において、事業を承継する者が、</li> <li>・ 当該事業の全部若しくは一部を譲り受けること又は、</li> <li>・ 当該指定装備品等の製造等に係る事業を新たに開始すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造施設等の整備</li> <li>・ 製造等に必要ライセンスの取得</li> <li>・ 人材育成（技術・ノウハウの習得費用）等</li> </ul>

（項目欄のカッコ内の数値は令和5年度予算額）

（出所）防衛省資料を基に筆者作成

<sup>4</sup> 新基準は、防衛省との契約に基づき「保護すべき情報」等を取り扱うプライム企業（防衛省と直接契約を行う主契約企業）、ベンダー企業（プライム（主契約）企業に部品等を提供する下請け企業）のいずれにも適用される。新基準の適用時期は、2023（令和5）年度の契約からとされているが、システム換装等を考慮し、最長5年間の移行期間が設定されている。



(2) 装備品安定製造等確保計画の作成から財政上の措置までの流れ

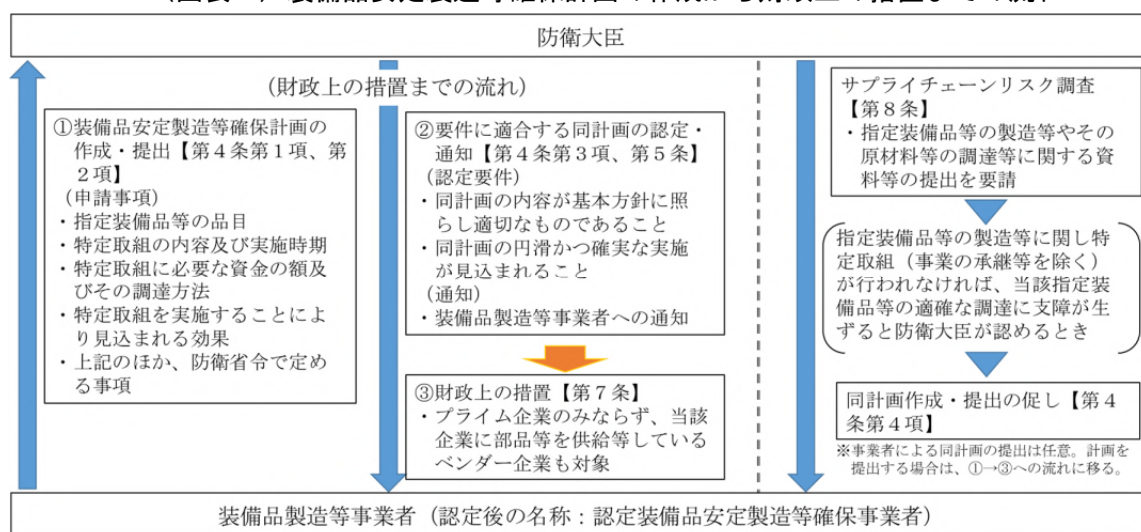
本法律では、装備品製造等事業者に対する特定取組について財政上の措置を講じる場合について2つの仕組みを整備している。

1つ目は、装備品製造等事業者が、特定取組に関する計画（以下「装備品安定製造等確保計画」という。）を作成・提出し、これを防衛大臣が認定し、同計画書に係る特定取組に

対し、必要な財政上の措置を講じるものである。

2つ目は、防衛大臣が、事業者に対するサプライチェーンリスクについての調査を行い、その結果等から特定取組の実施が必要と認める場合に、装備品安定製造等確保計画の作成・提出を事業者に促すことができるという仕組みである（図表3参照）。

(図表3) 装備品安定製造等確保計画の作成から財政上の措置までの流れ



(出所) 筆者作成

ア 装備品安定製造等確保計画の作成・提出

装備品製造等事業者は、単独又は共同で、指定装備品等の安定的な製造等の確保のために行う特定取組に係る装備品安定製造等確保計画を作成し、これを防衛大臣に提出することができる（第4条第1項）。指定装備品等の製造等を行っていないが将来的に指定装備品等の製造等を行おうとする事業者についても、特定取組のうち、サイバーセキュリティの強化及び事業の承継等に係る計画書を提出することになっている（同項）。

装備品安定製造等確保計画には、①指定装

備品等の品目、②特定取組の内容及びその実施時期、③特定取組に必要な資金の額及びその調達方法、④特定取組を実施することにより見込まれる効果等について記載することが求められている（同条第2項）。

指定装備品等の対象品目について、防衛省は、2023（令和5）年10月1日、武器、弾薬類、車両、船舶、航空機等の装備品等並びにこれらの構成品及び部品（構成品を構成するもの）を指定装備品等として指定しており<sup>5</sup>、今後も後述(3)のサプライチェーンリスク調査等を踏まえ、対象品目を拡大していくこと

<sup>5</sup> 防衛省「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第4条第1項に規定する指定装備品等の指定について」（令和5年10月1日 防衛大臣決定）

を予定している。

### イ 装備品安定製造等確保計画の認定と財政上の措置

装備品安定製造等確保計画の認定の申請があった場合、防衛大臣は、装備品安定製造等確保計画が、①基本方針に照らし適切であり、②円滑かつ確実に実施が見込まれるものと認めるときは、装備品安定製造等確保計画を認定する（第4条第3項）。その上で、装備品安定製造等確保計画が認定された事業者（以下「認定装備品安定製造等確保事業者」という。）に対し、防衛省は、必要な財政上の措置を講じることになる。

この財政上の措置を受けられる事業者は、防衛省と直接契約をしているプライム企業のみならず、プライム企業に対して部品等を提供するベンダー企業も対象に含まれる（第7条）。ここでいうベンダー企業とは、①防衛省と契約を締結していないが、認定装備品安定製造等確保事業者であって、②防衛省と契約を締結しているプライム企業に対し、当該契約に係る指定装備品等の構成部品、部品の製造・修理や、これらに関する役務を提供している事業者である。

なお、国の支出の原因となる契約に係る情報は、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付 財計第2017号 財務大臣通知）に基づいて原則公表することとされている。このため、財政上の措置として特定取組の実施に係る契約を締結した場合には、この通知に基づき、契約の相手方や契約金額などに係る情報の公表を原則行うことになる<sup>6</sup>。ただし、当該通知において「国の行為を秘密にする必要がある」場合は公表の対象となっていないことから、例えば、自衛隊の能力や任務遂行に関する弱点を推認されるおそれがある場合

については、公表しないこととなる<sup>7</sup>。

### ウ 装備品安定製造等確保計画の作成・提出の促し

本措置は、特定取組への財政上の措置を講じるための2つ目の仕組みである。

後述(3)のサプライチェーンリスク調査の結果等から、指定装備品等の製造設備の老朽化や原材料等の調達状況等に照らし、特定取組が行われなければ指定装備品等の適確な調達に支障が生じると認める場合に、防衛大臣は、装備品製造等事業者に対して、装備品安定製造等確保計画の作成・提出を促すことができる（第4条第4項）。この防衛大臣から装備品安定製造等確保計画の作成・提出を促された事業者は、促しに対し、応じることも拒否することも可能である。

### (3) サプライチェーンリスク調査

防衛大臣は、装備品製造等事業者に対し、指定装備品等の製造等及び製造等に必要な原材料等の調達又は輸入に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる（第8条第1項）。これがいわゆるサプライチェーンリスク調査であり、防衛大臣が行う上記(2)ウ装備品安定製造等確保計画の作成・提出の促しの前提となるものである。

防衛装備庁は、これまでもサプライチェーンリスク調査を実施しており、当該調査の結果をデータベース化し、企業の撤退リスクや装備品等の供給途絶リスクの把握等に活用してきた。しかし、当該調査は企業の自主的な協力が前提であったこと、サプライチェーンが判明することにより被る不利益への懸念などから、企業からの回答率は2割程度と低調であり、サプライチェーンを完全に把握することができない状態にあった。

<sup>6</sup> 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号13頁（令5.4.27）土本政府参考人（防衛装備庁長官）答弁

<sup>7</sup> 同上

そのため、本法律では、事業者に対し、調査に回答する努力義務を課す(第8条第2項)ことにより、調査の実効性を確保しようとしている。また、情報を受ける側の防衛省職員についても、調査に係る事務に関して知り得た秘密を正当な理由なく漏らし、又は盗用した者に対して、2年以下の懲役(拘禁刑)<sup>8</sup>又は100万円以下の罰金の罰則を設け(第37条)、情報保全の強化も図ることで、企業が回答しやすい環境を整えている。

#### 4 装備移転の円滑化に係る措置

##### (1) 装備移転の円滑化に係る措置の概要

本措置は、外国政府に対する装備移転が見込まれる場合において、装備品製造等事業者が、防衛大臣の求めに応じて、装備移転の対象となる装備品等と同種の物品の仕様及び性能の調整を行おうとするときに、その求めに応じて行う移転対象物品の仕様等の調整(以下「装備移転仕様等調整」という。)に関する計画(以下「装備移転仕様等調整計画」という。)を作成・提出するスキームであり、これを防衛大臣が認定した場合には、防衛大臣が指定した指定装備移転支援法人が、認定を受けた装備品製造等事業者(以下「認定装備移転事業者」という。)に対して、装備品等の仕様等の調整に係る助成金を交付することで、装備品等の海外移転の円滑化を図ろうとするものである(図表4参照)。

装備移転に当たり、防衛大臣が装備品等の

仕様等の調整を求めるのは、安全保障上の観点から、我が国の装備品等に用いられている先進的な技術の流出防止等のために行うものであり、我が国と移転先である外国政府との防衛分野における協力の内容に応じて、移転対象物品の仕様等を適切なものとするために行うものに限られる。2023(令和5)年度予算には、本措置の実施のため、400億円が計上されている<sup>9</sup>。

なお、本措置の実施に関しては、認定装備移転事業者が装備移転仕様等調整計画に従って業務を行っていることの確認やこれに違反している場合の改善命令・認定の取消しについての規定を定めている<sup>10</sup>。

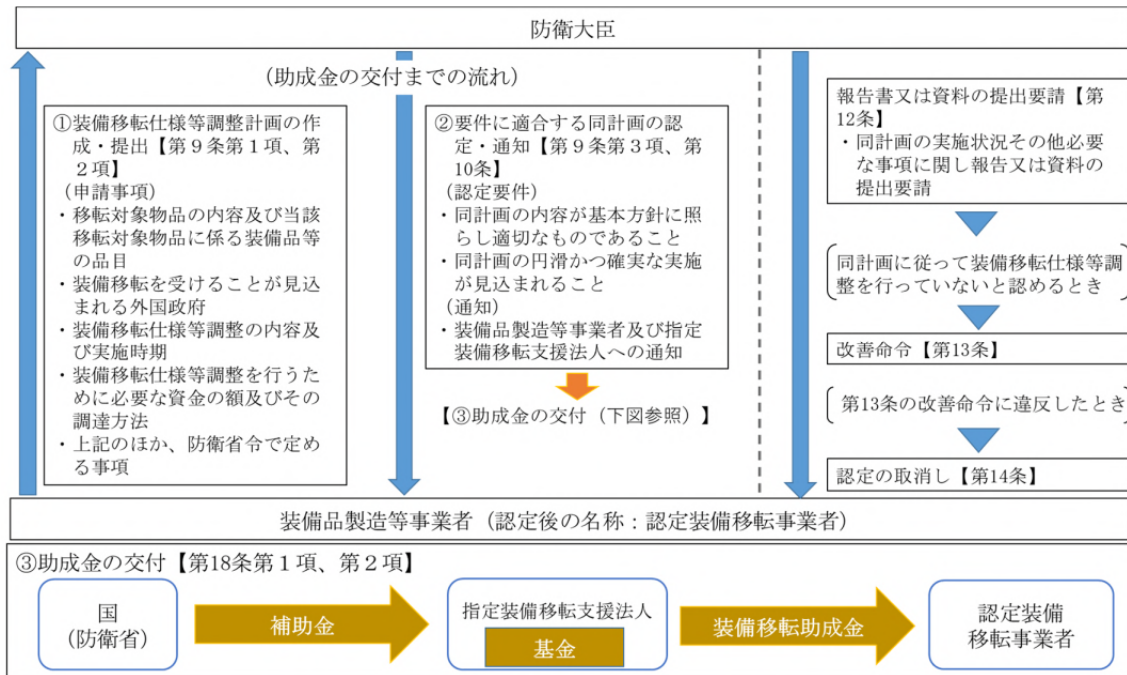
<sup>8</sup> 2022(令和4)年6月の刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の成立により、懲役・禁錮を廃止し、拘禁刑を創設することとなった。本法律では、経過措置として、当該法律の施行の日の前日までは、罰則規定である第37条及び第38条第1項の規定中、「拘禁刑」を「懲役」と読み替えるものとしている(附則第2項)。そのため、本稿では、「懲役(拘禁刑)」と記載している。なお、本法律は、公布の日(令和4年6月17日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなっている。

<sup>9</sup> 衆議院の附帯決議では、本法律による装備移転仕様等調整に係る助成金制度の対象とならない場合についても、状況に応じて事業者に対する助成を行うことができるよう、その仕組みの創設と必要な予算措置について検討を行うことが求められている。

<sup>10</sup> 一方で、先述3の指定装備品等の安定的な製造等確保のための支援措置では、これらの規定を設けていない。これは、装備品製造等事業者が受ける財政上の措置が、あくまで個々の契約によって防衛省と直接的又は間接的に法律関係を有する者であることを前提に実施されるものであり、装備品安定製造等確保計画に従った取組が行われていない場合には契約を解除し得ることや、装備品安定製造等確保計画の実施状況の把握については契約の履行状況の確認をもって行うことができるためである。



(図表 4) 装備移転仕様等調整計画の作成から助成金交付までの流れ



(出所) 防衛省資料を基に筆者作成

### ア 装備移転仕様等調整計画の作成・提出

装備品製造等事業者は、単独又は共同で、装備移転仕様等調整計画を作成し、これを防衛大臣に提出することができる（第9条第1項）。装備移転仕様等調整計画には、①移転対象物品の内容及び当該移転対象物品に係る装備品等の品目、②装備移転を受けることが見込まれる外国政府、③装備移転仕様等調整の内容及び実施時期、④装備移転仕様等調整を行うために必要な資金の額及びその調達方法等について記載する（同条第2項）。

### イ 装備移転仕様等調整計画の認定

防衛大臣は、装備移転仕様等調整計画の認定の申請があった場合において、装備移転仕様等調整計画が、①基本方針に照らし適切であり、②円滑かつ確実に実施が見込まれるものであると認めるときは、装備移転仕様等調整計画を認定する（第9条第3項）。この場合、同大臣はその旨の通知を行うが、その相手方は、装備品安定製造等確保計画の認定に係る通知と異なり、計画を提出した事業者だけでなく、後述(2)の指定装備品移転支援法人も対

象となる（第10条）。

### ウ 報告又は資料の提出、改善命令／認定の取消し

防衛大臣は、認定装備移転事業者が装備移転仕様等調整計画に従って装備移転仕様等調整に係る業務を行っているか確認するため、その実施状況等に関する報告又は資料の提出を求めることができる（第12条）。なお、防衛大臣は、同条に基づき報告又は提出された資料により、認定装備移転事業者が装備移転仕様等調整計画に従って業務を行っていないと認めるときは、当該認定装備移転事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができ（第13条）、この命令に違反した場合は、装備移転仕様等調整計画の認定を取り消すことができる（第14条）。

### (2) 指定装備移転支援法人の指定の要件及び業務等

#### ア 指定装備移転支援法人の指定の要件

防衛大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、次の項目のいずれにも適合する

と認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定装備移転支援法人として指定することができる（第 15 条第 1 項）<sup>11</sup>。

装備移転支援業務を行う機関を、国ではなく、指定装備移転支援法人とした理由について、防衛省は、本法律に基づく装備移転支援業務は助成金の交付及び助成事業の執行確認といった定型的な業務が主であることから、これを外部の主体に担わせることとしたとしている。

指定装備移転支援法人の指定要件
① 装備移転支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること
② 装備移転支援業務以外の業務を行っている場合にあつては、その業務を行うことによつて装備移転支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
③ 上記のほか、装備移転支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとして、防衛省令で定める基準に適合するものであること

なお、防衛省は、指定装備移転支援法人への指定要件である第 15 条第 1 項第 3 号の例として、装備品等の機能、性能に係る情報、諸外国との関係に影響を与え得る情報を取り扱う可能性があるため、情報保全を実施できることを挙げている<sup>12</sup>。

一方、次の項目のいずれかに該当する者は、指定装備移転支援法人の指定を受けることができない（同条第 2 項）。

指定装備移転支援法人の指定を受けることができない者の要件
① 第 37 条から第 41 条までの罰則規定に違反し、刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
② 第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により、指定装

備移転支援法人の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者
③ その役員のうち、① に該当する者又は自衛隊法第 118 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する守秘義務違反等に係る罪、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に規定する罪若しくは特定秘密の保護に関する法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者がある者

防衛大臣は、指定装備移転支援法人を指定するに当たっては、防衛省令で定めるところにより、当該指定装備移転支援法人が装備移転支援業務を実施する際に従うべき基準を定めるとともに（同条第 4 項）、これを公表しなければならない（同条第 6 項）。これらの規定を受け、同大臣は、2023（令和 5）年 10 月 10 日に装備移転支援実施基準を決定し、翌 11 日にこれを公表している<sup>13</sup>。

なお、指定装備移転支援法人は、同年 11 月 24 日から 2024（令和 6）年 1 月 22 日まで公募を行った上で、指定される予定である。

### イ 指定装備移転支援法人の業務

指定装備移転支援法人は、装備移転仕様等調整計画が認定された事業者に対し、助成金を交付する。

具体的には、指定装備移転支援法人は、装備移転支援業務であつて次のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に必要な費用に充てるための基金を設け、国（防衛省）から交付を受けた補助金をもって、当該業務に充てる助成金を交付する（第 18 条第 1 項）。

助成金の交付対象となる業務
・ 装備移転仕様等調整に係る業務であつて、装備移転が安全保障上の観点から適切に行われるために緊要なもの

<sup>11</sup> 一個に限定した理由について、防衛省は、相当規模の資金をあらかじめ準備して助成金交付等の支出に弾力的に対応できるようにするという基金の趣旨に照らせば、その造成先を複数の指定法人に分散させることは適切ではないためと答弁している（第 211 回参議院外交防衛委員会会議録第 18 号 21 頁（令 5.6.1） 萬浪政府参考人（防衛装備庁装備政策部長）答弁）。

<sup>12</sup> 第 211 回国会衆議院安全保障委員会会議録第 12 号 8 頁（令 5.4.27） 土本政府参考人（防衛装備庁長官）答弁

<sup>13</sup> 防衛省「装備移転支援実施基準」（令和 5 年 10 月 10 日 防衛大臣決定）〈[https://www.mod.go.jp/atla/hourei/hourei\\_dp/b/05\\_itenshien\\_kijun.pdf](https://www.mod.go.jp/atla/hourei/hourei_dp/b/05_itenshien_kijun.pdf)〉（2023.10.19 閲覧）

・複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額の見込みが難しく、弾力的な支出が必要であるなどの特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことが必要であると認められるもの

なお、指定装備移転支援法人に基金を創設する理由について、防衛省は、装備移転に係る案件が外国政府から持ち込まれた際に、予算要求後の助成金交付では取引の機会を逃してしまうおそれがあるためであり、基金の造成により原資を保管することで、安定的かつ機動的な助成金交付が可能となるとしている。

### ウ 報告書の提出及び国会報告

指定装備移転支援法人は、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6月以内に防衛大臣に提出しなければならない（第18条第8項）、この報告書の提出を受けた防衛大臣は、意見を付けて、国会に報告しなければならない（同条第9項）。

### エ 秘密保持義務

指定装備移転支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、装備移転支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない（第21条）。なお、同条の規定に違反した場合は、1年以下の懲役（拘禁刑）又は50万円以下の罰金が科される（第38条第1項）。

### オ 監督命令

防衛大臣は、指定装備品移転支援法人の指定、業務、業務規程の策定、基金の措置、秘密保持義務等に係る規定の施行に必要があると認めるときは、指定装備移転支援法人に対し、装備移転支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる（第24条）。

## 5 日本政策金融公庫による資金の貸付け

本法律では、指定装備品等の製造等又は装備移転が円滑に行われるよう、日本政策金融

公庫による必要な資金の貸付けへの配慮を規定している（第26条）。同条は、同公庫において、事業者から借入れの申込みを受けた際に、政策の趣旨を踏まえて事業者に寄り添った丁寧な対応が取られるよう規定されたものである。具体的な配慮の内容については、同公庫において判断される。

防衛省は、2023（令和5）年10月1日、装備品安定製造等確保計画又は装備移転仕様等調整計画を提出し、防衛大臣から「装備品製造等基盤事業者」として認定を受けた中小・小規模事業者を対象に、同公庫及び沖縄振興開発金融公庫による長期資金（装備品製造等基盤強化資金）の融資制度を創設した。なお、これとは別途、この融資の対象外である中堅・大手企業向けの施策の在り方については、関係機関等と検討している。

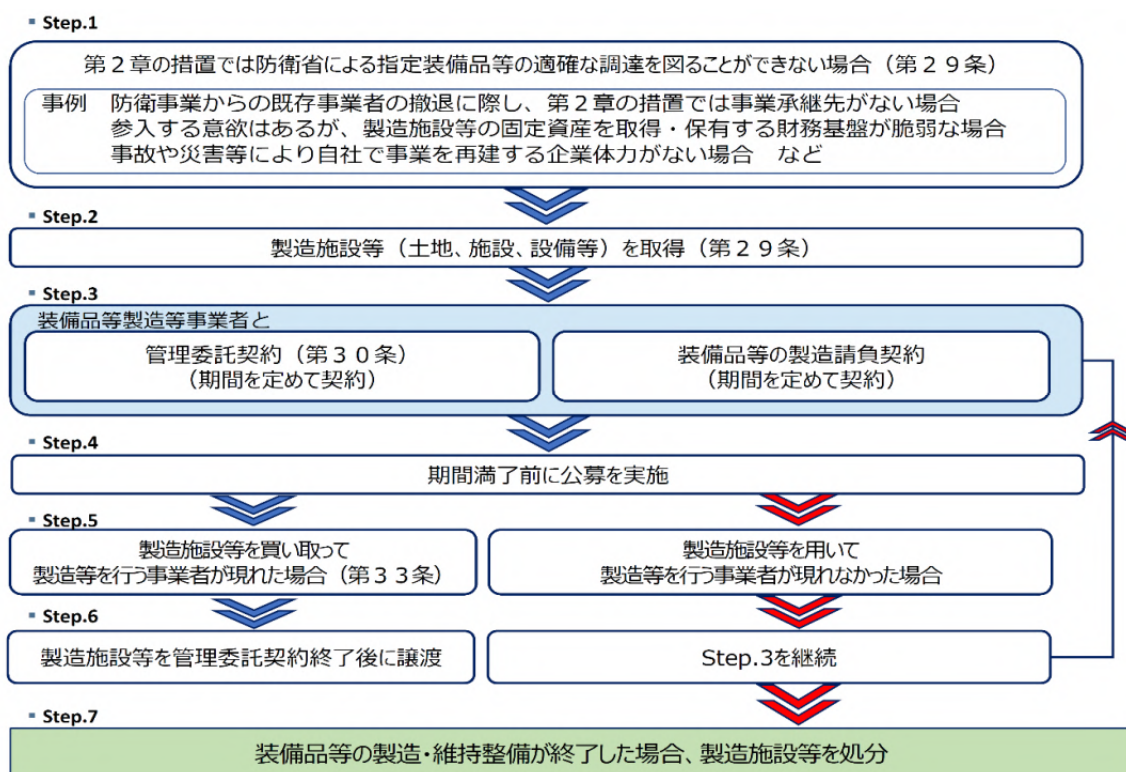
## 6 国による指定装備品製造施設等の保有制度等

### (1) 指定装備品製造施設等の取得及び管理の委託

本制度は、指定装備品等の製造等を行う装備品製造等事業者に対し、先述3、4及び5の措置（図表5では「第2章の措置」に該当）の実行又は検討を行ってもなお、指定装備品等の適確な調達に難しい場合に、国自身が指定装備品等の製造等を行うことができる施設（当該施設に係る土地を含む。以下同じ。）又は設備（以下「指定装備品製造施設等」という。）を保有し、事業者に管理・運営させることを可能とするためのものである（図表5参照）。

なお、2023（令和5）年度予算には、当該制度の事業費は計上されておらず、指定装備品製造施設等の取得等に係る予算措置は、今後講じられることとなる。

(図表 5) 指定装備品製造施設等の取得及び管理の委託の主な流れ



(出所) 防衛省資料

### ア 指定装備品製造施設等の取得

本制度により国が取得することができるのは施設・設備であり、指定装備品製造施設等での従業員の確保や管理については、管理委託契約を締結した事業者自身で行う必要がある<sup>14</sup>。

本措置が適用される場合として、例えば、

- ・ 装備品等の製造等からの事業撤退に際し、

①自ら指定装備品製造施設等を所有するリスクを負わないのであれば装備品等の製造等の事業を行える事業者が存在する場合、②事業承継先の事業者が存在するものの、撤退に係る現在の指定装備品製造施設等が耐用年数を経過し老朽化しており、承継先の事業者がこれを新規取得することは困難なため国が新規に建設す

る場合

- ・ 指定装備品製造施設等が事故や災害で消滅し、事業者による復旧のめどが立たない場合に国が新規に建設する場合などが想定されている<sup>15</sup>。

なお、撤退しようとしている事業者が保有する施設を別の用途で使用する意図を持っている際は、防衛省は、当該施設を国に対して売却することを強制することはできず、その場合には、移動可能な設備等に限り取得し、他の事業者に管理委託させることとなる。

### イ 指定装備品製造施設等の管理委託

防衛大臣は、取得した指定装備品製造施設等について、指定装備品等の製造等を行わせるため、これまで当該施設で製造等を行っていた事業者又は当該指定装備品等の製造を行

<sup>14</sup> 第211回国会参議院予算委員会会議録第5号17頁（令5.3.6）浜田防衛大臣答弁

<sup>15</sup> 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号32頁（令5.6.1）萬浪政府参考人（防衛装備庁装備政策部長）答弁

っていた別の事業者と、その管理を委託する契約（第30条第1項。以下「管理委託契約」という。）及び指定装備品等の製造請負契約を結ぶこととなる。その際、管理委託契約の期間は、製造される指定装備品等の製造期間などを踏まえ、個別具体的に判断されることとなる<sup>16</sup>。

委託を受けた事業者（以下「施設委託管理者」という。）は、当該施設の管理業務（以下「施設委託管理業務」という。）の開始前に、これに関する規程を定め、防衛大臣の認可を受けなければならない（同条第2項）。また、施設委託管理者は、毎事業年度、防衛省令の定めるところにより、施設委託管理業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後3か月以内に防衛大臣に提出しなければならない（同条第6項）。

## (2) 指定装備品製造施設等の譲渡

防衛大臣は、取得した指定装備品製造施設等について、指定装備品等の円滑な製造等に支障が生ずることのないよう配慮しつつ（第33条第2項）、できるだけ早期に、当該施設等を用いて指定装備品等の製造等を行うことができる事業者に譲渡するよう努めることとなっている（同条第1項）。本規定が努力義務となっているのは、指定装備品製造施設等の取得及び管理委託は指定装備品等の安定的な製造等の確保を進めることを目的としており、一律に早期譲渡しなければならないとするこの目的を妨げる場合があるとの考えからである<sup>17</sup>。そのため、政府は、指定装備品等の安定的な製造等の確保という目的を果たす

限りで早期譲渡を目指すこととなる。

譲渡に当たり、防衛大臣は、管理委託契約の期間満了前に、指定装備品等の製造等を行う事業者を公募する。その公募に対し事業者が応募してきた場合は、現行の管理委託契約終了後に当該事業者に指定装備品製造施設等を売却することとなる<sup>18</sup>。公募に対して応募する事業者がない場合、防衛大臣は、現行の管理委託契約の相手方と、改めて契約を締結するか現契約を更新し、指定装備品等の製造等を引き続き行わせることとなる<sup>19</sup>。

## (3) 指定装備品製造施設等の目的外使用

施設委託管理者は、防衛大臣の承認を得て、指定装備品等の製造等の目的を妨げない限度において、委託を受けた指定装備品製造施設等を用いて、当該指定装備品等以外の製品の製造等を行うことができる（第31条）。

指定装備品製造施設等は、国有財産として特定の目的のために管理委託される以上、事業者が自ら製造施設等を所有する場合よりも生産活動の自由度は低くなる。そこで、防衛産業への参入の意欲を高める狙いから、本規定により、生産活動の自由度を一定程度広げべく、防衛省向けの製品ばかりではなく、同一の工場で、時には民生品も製造することができるようにすることとした。

## 7 装備品等契約における秘密の保全措置

### (1) 装備品等契約における秘密の保全措置の概要

これまで防衛省と取引する事業者の従業者が、防衛省において指定された「秘<sup>20</sup>」（以下

<sup>16</sup> 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号27頁（令5.6.1）土本政府参考人（防衛装備庁長官）答弁

<sup>17</sup> 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号22頁（令5.6.1）土本政府参考人（防衛装備庁長官）答弁

<sup>18</sup> 第211回国会衆議院安全保障委員会会議録第12号13頁（令5.4.27）浜田防衛大臣答弁

<sup>19</sup> 同上

<sup>20</sup> 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第16条第1項により、防衛省本省の所掌する事務に関する知識又は文書、図画若しくは物件のうち、国の安全又は利益に関わる一定の事項（特定秘密又は特別防衛秘密に該当する事項を除く。）であって、関係職員以外に知らせてはならないものを「秘」に指定すると定められている。



「省秘」という。)の情報を扱う場合、同省は、契約上で事業者に秘密保全規則を作成させる等の特約条項を結び、情報を提供してきた。この本法律施行以前の体制下で、仮に従業者が当該情報を漏えいした場合、契約解除や違約金の支払い等の民事上のペナルティーが科されるだけで、刑事上の罰則は無かった<sup>21</sup>。

そのため、本保全措置では、装備品等の機微情報の保全強化を図る観点から、これまで契約上の守秘義務のみが課されていた従業者に対し、法律上の守秘義務を新たに負わせ、これに違反した場合は刑事罰を科すこととした(図表6参照)。

(図表6) 装備品等契約における秘密の保全措置

■ 各秘密区分の漏えい時の罰則(現状)

	根拠法	隊員	契約事業者の従業者
特定秘密	特定秘密の保護に関する法律	10年以下の拘禁刑・罰金	
特別防衛秘密	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法	10年以下の拘禁刑・罰金	
省 秘	自衛隊法	1年以下の拘禁刑・罰金	今回措置

(出所) 防衛省資料より抜粋

(2) 装備品等秘密の指定及び提供

本保全措置の1つ目のポイントは、装備品等秘密の指定である。防衛大臣は、防衛省と装備品等の研究開発、調達、補給若しくは管理若しくは装備品等に関する役務の調達又は自衛隊の使用する施設の整備に係る契約(以下「装備品等契約」という。)を締結した契約事業者に対し、当該装備品等契約を履行させるため、装備品等又は自衛隊の使用する施設に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛上支障を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要であるもの(「特定秘密」及び「特別防衛秘密」を除く、「省秘」に該当するもの<sup>22</sup>)を取り扱わせる必要があると認めたときは、これを装備品等秘密に指定する。当該装備品等秘密について、防衛大臣は、装備品等秘密

の指定の有効期間を定めた上で、当該契約事業者に提供することができる(第27条第1項)。

2つ目のポイントは、装備等秘密を漏えいした場合に刑事罰が科される点である。

契約事業者の従業者が当該装備品等秘密を漏えいした場合には、当該契約事業者の従業者に対し、1年以下の懲役(拘禁刑)又は罰金が科されることになる。なお、自衛隊員が「省秘」を漏えいした場合は、自衛隊法に基づき、1年以下の懲役(拘禁刑)又は罰金が科される。

契約事業者は、装備品等契約に従い、当該契約事業者の従業者(代表者、代理人、使用人その他の従業者)のうちから、装備品等秘密を取り扱う業務を行わせる従業者を定め、あらかじめ当該従業者の同意を得た上で、当

<sup>21</sup> これまでに事業者が省秘を漏えいした事案について、防衛省は、30年近く前に防衛庁の許可なく当時の庁秘に該当する情報を流出させたものが1件ある旨答弁している(第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号13頁(令5.4.27)土本政府参考人(防衛装備庁長官)答弁)。

<sup>22</sup> 安全保障関係の秘密保全には、自衛隊法及び本法律の対象となる「省秘」のほか、特定秘密保護法で指定された「特定秘密」や、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法における米国から供与された装備品等の構造等に関する「特別防衛秘密」があり、当該秘密を漏えいした者には10年以下の懲役(拘禁刑)又は罰金が科される。

該従業者の氏名、役職その他の防衛大臣が定める事項を防衛大臣に報告しなければならない。なお、本法律による守秘義務は、下請事業者が装備品等秘密を取り扱う必要がある場合にも適用される。このため、同省は、当該下請事業者とも装備品等契約を締結し、元請事業者と同じ保全措置を求めることになる<sup>23</sup>。

同省は、本法律により守秘義務が課される事業者の業種について、装備品等の製造や研究開発を行う事業者を想定し、その従業者数は約 15,000 人程度を見込んでいる<sup>24</sup>。

### Ⅲ 今後の主な課題

本法律案の国会審議においては、法律に規定された事項のみならず、防衛産業の基盤強化に関する施策について幅広く議論が行われ、様々な課題が指摘された。また、法制定後に策定された政府の基本方針においても、本法律に基づく措置以外の基盤強化に必要な施策が挙げられている。

そこで、基盤強化に向けた今後の主な課題について、衆参両院での委員会審査や衆議院安全保障委員会の附帯決議等で示された見解のほか、政府の基本方針に掲げられた施策を中心に整理する。

#### 1 防衛産業の競争力強化に向けた取組

本法律には、装備品製造等事業者が行う特定取組への財政上の措置や海外への移転対象物品の仕様等の調整に係る助成金の交付など、事業活動を維持・強化するための支援措置が設けられた。しかし、これらの措置は、対症療法との指摘<sup>25</sup>もあるように、産業基盤強化

のための本質的な課題を解決する施策としては不十分であり、中長期的に真に強固な基盤を構築するためには、国内市場、海外市場のいずれを問わず、競争に参入する外国事業者に対して国内事業者が優位性を持てるよう競争力を強化し、販路を拡大させていくことが肝要である。

そのためには、生産性の向上による価格の低減や生産量の拡大のほか、研究・開発・生産技術の向上による品質・性能等の高度化による製品の魅力化が不可欠であり、官民が一体となり、いかにしてそれらを実現できる環境を整えていくかが課題となる。

なお、国際競争力の強化に向けた課題をめぐり、委員会審査では、事業者への利益率の保証や、本法律による財政措置などの「入口の支援政策」に終始してしまうと、結局は競争力を失うことになるのではないかと懸念が示された<sup>26</sup>。政府には、競争力強化に向けた課題の根本的な解決につながる政策が求められている。

また、同じく委員会審査では、欧米諸国の防衛関連企業の例を引合いに、我が国においても企業の統廃合が必要であるとの指摘がなされた<sup>27</sup>。これに対し防衛省は、「企業の統廃合は各社の経営判断によるものであり、防衛省はこれを尊重する」<sup>28</sup>旨答弁しているが、衆議院の附帯決議には「防衛産業の国際競争力の強化…（中略）…の観点から、…（中略）…基盤の強化策の在り方について、企業の事業連携及び部門統合等も含め、継続的に防衛関連企業との意見交換を緊密に実施すること」との要請が盛り込まれている。このため、同

<sup>23</sup> 第 211 回国会衆議院安全保障委員会議録第 12 号 14 頁（令 5.4.27）土本政府参考人（防衛装備庁長官）答弁

<sup>24</sup> 同上

<sup>25</sup> 第 211 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 16 号 18 頁（令 5.5.25）高良鉄美君質疑

<sup>26</sup> 第 211 回国会衆議院安全保障委員会議録第 10 号 18 頁（令 5.4.21）斎藤アレックス君質疑

<sup>27</sup> 第 211 回国会衆議院安全保障委員会議録第 10 号 18-19 頁（令 5.4.21）斎藤アレックス君質疑

<sup>28</sup> 第 211 回国会衆議院安全保障委員会議録第 10 号 18 頁（令 5.4.21）浜田防衛大臣答弁

省には、企業側の動向を座視するだけでなく、競争力強化を推進する立場として、企業再編等の議論に積極的に関与し、必要に応じ企業側の事業連携や部門再編等を後押しするような対応も求められる。

## 2 サプライチェーンリスク調査の実効性の確保

本法律では、それまで実行上の施策として行われていたサプライチェーンリスク調査が法定化された。法律を受けて策定された基本方針では、事業者の防衛事業からの撤退の予兆や装備品等の原材料等の供給途絶のリスク等の早期把握のため、実効的なサプライチェーン調査を実施するとし、これに当たっては、装備品製造等事業者による主体的な協力を促すとしている。

同調査は、サプライチェーン維持のための取組の鍵となると見られる極めて重要なものであるところ、法定化はされたものの事業者の回答は努力義務となっており、委員会審査では調査の実効性について疑問が呈された。政府はこれに対し、「サプライチェーン調査の根拠や政府の守秘義務が法律に明記されることで、企業が安心して回答できる環境が整い、協力の推進が期待される」「調査に回答した企業が本法律案に基づく様々な取組の対象となり得ることも回答の動機付けとなる」<sup>29</sup>旨答弁している。しかし、基本方針においても、装備品製造等事業者による主体的な協力を促すにとどまっていることを踏まえると、果たして実際に法定化が事業者の懸念の払拭や回答の動機付けにつながり、調査の実効性が確保されるのか疑念が残る。

他方、衆議院の附帯決議には、同調査に関し、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するために合理的に必要と認められ

る限度において行わなければならない旨の内容が盛り込まれている。そのため、政府には、事業者の活動を必要以上に制約することのないよう十分に配慮しつつ、当該調査を実施することが求められる。

## 3 防衛装備移転の在り方の見直し

本法律では、防衛装備移転の際に必要な仕様等の調整に要する費用に助成金を交付する制度が創設された。これにより、装備移転における事業者の負担は一定程度軽減され、移転実績が伸びることも予想されるが、仮に今回の措置が適用されたとしても、装備移転はあくまでも防衛装備移転三原則等の範囲内で行われるものであり、移転拡大の効果は限定的なものになるとの見方もできる。

そもそも我が国の防衛装備移転は、同三原則等により抑制的に行われてきたことから、国内で製造された装備品等の受け皿としての海外市場は極めて狭く、国内防衛産業の発展のためには国内に限られている防衛需要を海外にも広げる必要があるとの指摘がかねてよりあった。

また、国家安全保障戦略等においては、近年の国際情勢を踏まえ、防衛装備移転を、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や国際法違反の侵略等を受けている国への支援等のための重要な政策的手段と位置付け、制度の見直しについて検討することとされた。

装備移転の推進を求めるこのような動向を背景に、自民、公明両党は、同三原則等の見直しに向けた提言をまとめるべく協議を進め、実務者で構成されるワーキングチームは、2023（令和5）年7月、その中間報告となる論点整理をまとめた。

論点整理では、殺傷能力のある武器の移転を可能にする方向性が示されたほか、国際共

<sup>29</sup> 第211回国会参議院会議録第26号8頁（令5.5.26）浜田防衛大臣答弁

同開発・共同生産における第三国への移転について、日英伊で共同開発している次期戦闘機を念頭に、これを可能とする方向で議論すべきとの声が大宗を占めたとされ、今後の政府への提言内容が注目される。

外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の運用基準である同三原則とその運用指針の改定手続については、従前より、国会の承認等を経ることなく、政府による決定のみで行われてきた。しかし、今般議論されている殺傷能力のある装備の移転を含め、我が国の装備移転の在り方を大きく転換する見直しとなる可能性があることから、政府・与党における議論にとどまらず、国会などの開かれた場において慎重な議論を尽くすことが求められる。

#### 4 国が保有する施設等の譲渡及び有効活用

本法律により、防衛事業の継続が困難な場合には、国が製造施設等を一時的に取得することが可能となった。国は、取得した施設等について、できるだけ早期に、指定装備品等の製造等を行うことができる事業者に譲渡するよう努めるとしている。しかし、事業継続が困難な場合に手放す施設等は、採算が取れず事業が維持できないものが少なくないと推察され、そのような施設等には買い手が現れず、国が当該施設等を保有し続けることにもなりかねない。そのため、国による保有を常態化させず、民間事業者への早期譲渡につながる施策が求められる。

また、本法律では、指定装備品等の製造を妨げない範囲において、当該施設等を使用して指定装備品等以外の製品を製造することができることとされている。国が保有する施設

等の活用方法について、衆議院安全保障委員会に出席した参考人からは、民生品も軍用品も製造できるデュアルユース工場としての利用が提言された<sup>30</sup>ほか、同委員会の附帯決議には、施設等を有望な企業が使用し、先端的装備品の開発も行うことができるように配慮することを求める旨の内容が盛り込まれた。

こうしたことから、政府には、防衛産業の活性化につながる国保有施設等の有効かつ柔軟な活用方法の検討が求められる。

#### 5 セキュリティ・クリアランス制度の導入

本法律では、装備品等契約で契約事業者提供する省秘を装備品等秘密に指定するとともに、契約事業者の従業者が装備品等秘密を漏らした場合には、自衛隊員が省秘を漏らした場合と同等の罰則が科されることとなった。これにより、事業者の装備品等秘密に関する認識が高まる等の効果が期待され、防衛産業の情報保全が一步前進したと言える。

しかし、本法律における情報保全措置を講じたとしても、我が国の秘密を扱う者の適性評価基準は、欧米と比較すると依然として厳格性が低い。このため、事業者の研究・開発において、他国との共同研究への参画を拒否されたり<sup>31</sup>、国内の先端技術が海外へ流出する等の支障が生じている<sup>32</sup>。そのため、より高次の情報保全の在り方を検討する必要が求められている。

このような状況を踏まえ、政府は、国家機密を扱う資格者を国が認証するセキュリティ・クリアランス制度の導入を検討しており、2023(令和5)年6月6日、「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」は、導入に向けた中

<sup>30</sup> 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第11号4-5頁(令5.4.25)村山参考人(同志社大学名誉教授)意見陳述

<sup>31</sup> 『毎日新聞』(2023.2.23)

<sup>32</sup> 『東京新聞』(2023.6.16)

間論点整理をまとめた。これによれば、経済等の新たな分野を含めた政府・分野横断的な視点を持ち、既存の情報保全制度との整合性に留意しつつ、あるべき制度を検討することが必要であるとされている。

制度の検討に当たっては、諸外国からの装備品等の調達や、次期戦闘機の日英伊共同開発等の国際的な共同研究・開発が進展する中で、機密情報を共有する相手国から信頼され、連携に齟齬を来すことがないよう、実効性のある制度とすることが課題となる。

他方で、2014（平成26）年に施行された特定秘密保護法（平成25年法律第108号）の適性評価では、スパイ活動との関連や犯罪・懲戒歴、借金などの経済的な状況など、踏み込んだ個人情報調査項目となっていることから、プライバシーの保護との関係が課題となっている。新たに検討されている制度の下での調査においても対象者の心理的負担が過大なものとならないよう、丁寧な議論が求められる。

## 6 防衛省による調達制度の更なる改善

本法律は、事業者に対する財政措置や助成金の交付などの国から事業者への支援を主な内容としているが、これらの措置は、防衛産業の基盤強化のための一側面に過ぎず、発注元である防衛省自身が調達の在り方を改善し、事業者が営利を追求できる魅力あるものとして防衛事業を営める環境を創り出していくこ

とが欠かせない。

そのため、同省には、装備品等の発注に当たり、自衛隊の独自仕様の縮減や少数多種生産の改善、事業者への予見可能性の付与などについて更なる努力が求められている。

また、事業者が適正な利益を確保する上で問題となるのは、装備品等の予定価格算定の際に用いられている原価計算方式<sup>33</sup>である。同方式では、契約から納入まで数年を要する場合、その間に材料費や人件費などの生産コストが上がり、予定した利益を確保できないことがある。このため、同省は、この方式による価格算定について、2023（令和5）年度から、コスト変動調整率<sup>34</sup>を導入するとともに、QCD評価<sup>35</sup>に基づき利益率を決定する手法に変更した<sup>36</sup>。同省は、これにより事業者が適正な利益を確保できるとしているが、今後、コスト変動調整率の数値の妥当性やQCDによる評価の適正性、前述の手法の導入効果などの検証が必要となる。

加えて、原価計算方式は、コスト削減インセンティブが働かない、競争原理が働かず弱小企業を温存するといった問題が指摘されている<sup>37</sup>。衆議院の附帯決議においても同方式の改善が求められており、新たに導入された利益率等の手法がこれらの問題の解決に資するか否かを検証するとともに、必要に応じ、同方式の更なる改善を検討する必要がある。

<sup>33</sup> 予定価格の決定に当たり、市場価格による算定が難しい場合に、製造に係る総原価に対し一定の利益率を乗じるなどして算出する方式

<sup>34</sup> コスト変動調整率とは、個別の契約の履行期間に応じて、総原価に乘じる調整率（最大5.0%）のことである。ここで得られた額（コスト変動調整額）を付加した予定価格を算定することで、企業努力の及ばない将来の労務費や物価高騰等のコスト上昇リスクを吸収し、事業者の適正な利益を確保する。

<sup>35</sup> QCDとは、生産管理の評価指標であり、品質管理（Quality）、コスト管理（Cost）及び納期管理（Delivery）の頭文字をとったものである。契約時にこれらの指標に基づいて事業者を評価し、利益率等を決定する。これにより企業努力が数値に反映されることになる。

<sup>36</sup> 従前の手法による算定では、平均8%の利益率が用いられていたものの、実際には契約後の生産コストの上昇により2%～3%の利益にとどまっている場合があったとされる。変更後は、コスト変動調整率が1.0%～5.0%、QCD評価が5.0%～10.0%（合計で最大15.0%）の利益率等の数値が用いられている。

<sup>37</sup> 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第11号4頁（令5.4.25）村山参考人（同志社大学名誉教授）意見陳述